

資料 6－3 工業用水法による指定地域と規制の概要

記号 (面積)	指定地域の種類 (施行年月日)	許可の基準		例外許可	その他		
		ストレナ の位 置	吐出口の 断面積				
(34km <sup>2</sup> )	旧規制 四日市市 (昭和32年7月10日)	100m以深 230m以深	21cm <sup>2</sup> 以下 21cm <sup>2</sup> ～ 46cm <sup>2</sup> 以下	指定地域における地下水の水源の保全に著しい 支障を及ぼすおそれがない場合において、その 井戸により採取する地下水をその用に供するこ とが工業の遂行上必要かつ適当であって他の水 源をもって代えることが著しく困難なときは許 可をことができる。	揚水設備を変 更する場合は 許可を要する。 揚水量の報告、 氏名等の変更、 承継、廃止な どの各種届出 を要する。		
	拡大地域 四日市市 (昭和38年7月1日)		50m以深 150m以深				
	拡大地域 楠町 (昭和38年7月1日)		21cm <sup>2</sup> 以下 21cm <sup>2</sup> ～ 46cm <sup>2</sup> 以下				

(対象揚水設備は、工業の用に供しようとする吐出口断面積 6 cm<sup>2</sup>を超える設備)

資料 6－4 三重県生活環境の保全に関する条例による指定地域と規制の概要

記号 (面積)	指定地域の種類 (施行年月日)	規制の概要			その他
		既設揚水設備	揚水規制	新設	
(61km <sup>2</sup> )	第一号 地域 (昭和50年4月1日)	昭和50年5月30日まで に届出たものは、別に 定める日まで許可を受 けたものとみなす。 吐出口の断面積が19cm <sup>2</sup> 以上の揚水設備には水 量測定器を設置しなけ ればならない。	農業用・水産養殖用・ 水道事業用以下で10m 以深から揚水している ものは、昭和52年4月 以降20%削減を要する。	防火・保安・その他特 に必要と認められた場 合を除き下記の許可基 準が適用され、水量測 定器も同時に設置を要 する。 ストレーナー位置 地下10m以浅 吐出口の断面積 19cm <sup>2</sup> 以下 原動機の定格出力 2.2kw以下 工場等の総揚水量 350m <sup>3</sup> /日以下	揚水設備や用 途を変更する 場合は許可を 要する。水量 測定器の設置 報告揚水量の 報告・その他 承継・廃止な どの各種届出 を要する。
(60km <sup>2</sup> )	第二号 地域 (昭和50年4月10日)				
揚水届出地	揚水届出域	揚水設備を新設する場合は予め届出を要す。その他変更・承継・廃止等もその都度届出 を要する。			

(許可又は届出対象揚水設備は家庭用を除く吐出口断面積 6 cm<sup>2</sup>以上の設備)